

【 第3回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和3年3月23日（火）19:00～20:30

場 所：寿宴

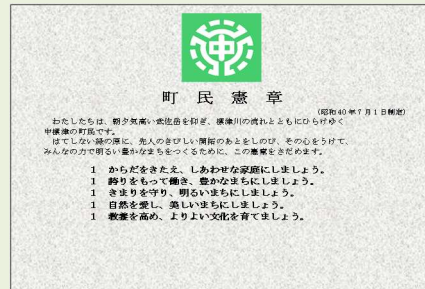
出席者：18名

（中標津町自治推進会議委員6名、ファシリテーター1名、議会改革特別委員会委員7名、事務局4名）

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

町民憲章 唱和



- (1) 議会改革特別委員会との懇談
- (2) 令和3年度条例改正へ向けた取り組み等について
- 4 閉 会

<配付資料>

- ① 令和2年度第3回中標津町自治推進会議次第〔省略〕
- ② 令和2年度第3回中標津町自治推進会議出席者名簿〔省略〕
- ③ 自治推進会議による取り組み
- ④ 自主勉強会のまとめ

<会議結果報告>

- 1 開 会
- 2 挨 拶：自治推進会議 佐々木会長
議会改革特別委員会 江口委員長
- 3 議 題
〔進行：東田ファシリテーター〕



(1) 議会改革特別委員会との懇談

議会改革特別委員会委員

自治基本条例の解説書があり、条例の内容についてとてもわかりやすくなっているが、小学生や中学生が読んでもわかるような解説書にすることで、子供の時から自治基本条例に触れることができると思う。

自治推進会議委員

現在、自治推進会議では、条例・解説書を一条ずつ確認し、どの部分を直すべきなのか検討している。

自治推進会議委員

小・中学生にもわかるような文言の方が良いか？

議会改革特別委員会委員

難しい言葉には説明を入れるなど、小・中学生が読み出しやすくなる解説書になると良いと思う。学校の教材としても使えるような解説書になれば子供たちに読んでもらえるのではないかと思う。

自治推進会議委員

実際に学校で自治基本条例について教えている自治体もあるので、小・中学生にもわかるような解説書が出来ると良いと思う。小・中学生向けだけだと大人が辛くなる部分もあるので、2種類あってもいいかもしれない。

自治推進会議委員

過去に解説書にマンガを入れて子供達も読みやすいような物にしたいという話も出ていたが、なかなか難しく実現できていない。掛川市はマンガが入っていて、とてもわかりやすい。

議会改革特別委員会委員

この10年間で、条例の議会部分に関する検証はされてきたか？

東田ファシリテーター

自治基本条例の制定時、議会部分については議会側で条文を考えてもらった経緯もあるが、自治推進会議でどのような取り組みが行われてきたか？

自治推進会議委員

自治推進会議の中で自治の基本原則である「情報共有」「町民参加」「協働」について行政・議会はしっかり行っているのかという話が出て、議会を傍聴してみようという話になり議会を傍聴した。議会を傍聴し、議会だよりで内容が変わっていないか確認するなど、議会等に関する知識を深めながら継続して活動を進めている。

議会改革特別委員会

議会改革に関して、議員報酬についても検討しており、担い手不足などの理由から議員報酬を上げていいのではないかとの声も町民からいただいている。自治基本条例第23条4項で「議員は町民の意思の反映を図るため、自主的に調査研究を行います」と謳われているが、本町には政務活動費がない。そのあたりについての意見を聞きたい。

自治推進会議

自治推進会議では、今年度は3回の公式な自治推進会議とは別に自主勉強会としてweb会議で勉強会を実施しました。町民がそういったことで自主的に集まって勉強会を行っているので、議員の皆さんにも同じような気持ちを持ってほしいと思う。

議会改革特別委員会

確かに本町には政務活動費がないが、他町に視察に行くこと等だけが自主的な調査研究ではなく、役場の担当に聞きに行くなど今でも自主的にやっていることはあるので、私はこの条文がおかしいとは感じない。政務活動費があれば活動の幅が広がると思う。

自治推進会議

もし、議会の方から議会に関する条文を変えてほしいなどあれば言っていただきたい。

自治推進会議

議会部分を改正するとなると令和3年度の条例改正には時間が足りないので、その次の条例改正になるかと思う。自治推進会議の中で自治基本条例と議会基本条例の二つを制定している市町村のことも調べており、もし今後議会基本条例を制定となった場合に、自治基本条例の議会部分をどうするべきか考えていく必要があると思っている。

議会改革特別委員会

自治基本条例の行政、町民、議会の三本柱はとても重要で、仮に議会基本条例を制定するとなった場合でも自治基本条例の基本的な中身が変わることはないと思う。行政、町民、議会の役割は入れておくべきだと思う。

仮に議会基本条例を制定するとなった場合でも、議会のことはすべて議会基本条例に謳えば良いではなく、自治基本条例と議会基本条例がお互いに尊重し合うことが大切だと思う。

議会改革特別委員会

次回の自治基本条例の見直しは来年度とのことなので、その次の改正の時には、議会部分の改正について議会側に話を振っていただけると、議会で内部からの視点で現状と照らし合わせて検証が出来ると思うのでお願いしたい。

議会改革特別委員会

議会改革について色々と検討しているが、どのような状況になっても引き続き議員の資質を上げていく必要があるので、そのあたりを解説書で触れてもらえると良いと思う。

議会改革特別委員会

去年の町民懇談会で、知床ナンバーについてなぜ住民投票を実施しなかったのかという発言があった。知床ナンバーについて町民の理解を得られていると思っていたが、わざわざ足を運んでこのような発言をする人がいたことについて重く受け止めなければならな

と思った。自治基本条例第7条の町民参加の機会の確保の運用に問題があったかなと思った。第7条（2）で町民の生活に大きな影響を及ぼす施策を決定するときとあるが、中標津町の場合は、町民全体に大きい影響を及ぼすわけではないが、一部の人にはとても大きな影響を及ぼすといった場合がある。そういった人たちの思いをどうやって拾いあげる方法があるのか。ここは少し研究の余地があるのかなと思う。

自治推進会議

町民懇談会は町長と町民の一対一の形になってしまって、他の町民の意見を聞くことができないので、その意見が町民みんなの思いなのか、その個人の思いなのかわかりづらい。対話の場のような形で、町民の意見に対して町民が発言できるような場を設けられればなと思う。他の町民から私はそう思わないなどの意見が出れば、自分の意見をもう一度考えるきっかけになる。

議会改革特別委員会

自治基本条例の「です、ます調」がとても良い。通常は条例で「です、ます調」など使わないので、反対意見などもありかなりハードルが高かった。

自治推進会議

「です、ます調」はすばらしいなと思っている。

自治推進会議

委員会を傍聴した時の話ですが、なかなか入りづらい雰囲気があり、もっと傍聴しやすい雰囲気になるといいなと思った。委員会でここまでしっかり案件について揉んでいるのかと驚いた。

自治推進会議

これからもお互い情報交換、意見交換などしていければと思いますので、よろしくお願いします。

●本間副会長挨拶

●後藤議長挨拶

【意見交換 概要】

- ①解説書を小・中学生にもわかりやすく
- ②議会に関する検証は？
- ③自治基本条例第23条の4について
- ④議会基本条例について
- ⑤町民参加の機会
- ⑥条文の「です、ます調」が良い

～議会改革特別委員会との懇談終了～

↓ここからは自治推進委員のみの会議↓

(2) 令和3年度条例改正へ向けた取り組み等について

東田ファシリテーター

事務局からの資料を基に、今までの学ぼうについてのまとめを行いたいと思う。



●自主勉強会で出された意見等

◆町民の役割について

責務は重いため役割のままでいいのでは？

◆町内会について

町内会の定義等について、町内会側の意見を聞きたい

◆町民活動団体について

- ・学校の関係が自治基本条例に記載されていない
- ・町民活動団体との懇談は必要か？

◆企業について

企業を入れる場合の表現

◆その他

以前の会議資料「条例改正に関する意見等一覧表」の協議されていないものがないか各自委員でもチェックが必要

東田ファシリテーター

今までの話し合いの中で、町内会と町民活動団体を分けた方が良いのではないかと意見があったので、町内会とは懇談を行う予定で、町民活動団体にはどうするかを考えていかなければならない。町民活動団体側からここに困っているなど要望があるわけではないので、懇談まではせず、アンケートでどうかとの声も出ていた。

委員

町民活動団体全部となると膨大な量になってしまう。

委員

自治基本条例の周知の目的も兼ねてアンケートを実施するのはどうか？
送る基準をどうするか、何を聞くか考える必要が出てくる。

委員

自治基本条例を知っていますか？から聞くことにはなると思う。

委員

アンケートを送るとなると郵送料もかかってくる。

事務局

ターゲットを絞ってサンプル調査という方法もあるかと思う。

委員

全件調査をかけるとなると調査対象の線引きや郵送料の問題があるので、サンプル調査は良いかもしれない。

委員

色々話合った結果、やらなかったという選択もあると思う。

東田ファシリテーター

やるのか、やらないのか、やるとすると方法をどうするのか？早い段階で決めないといけない。

事務局

17日の令和3年度第1回自治推進会議の日が町長の日程が合いませんでしたので、その前に佐々木会長と本間副会長に役場に来ていただいて、諮問書の手交を行いたい。

閉 会